

令和6年6月13日

行政運営改善調査の実施

総務省行政評価局では、行政評価等プログラムに基づき、令和6年6月から以下のテーマについて調査を実施します。

○ 倒木による停電予防のための樹木の事前伐採に関する調査

自然災害の発生に伴う倒木による停電の予防を目的とした樹木の事前伐採の取組の推進に向けて、一般送配電事業者と地方公共団体との間における事前伐採に係る役割分担や費用負担、事前伐採後の跡地の取扱いの実態などを調査

(連絡先)

<倒木による停電予防のための樹木の事前伐採に関する調査>

総務省行政評価局評価監視官（農林水産、防衛担当）

担 当：藤澤

電 話：03-5253-5439（直通）

<調査全般について>

総務省行政評価局総務課

担 当：中澤

電 話：03-5253-5407（直通）

お問合せフォーム：<https://www.soumu.go.jp/form/hyouka/i-hyouka-form.html>

○ 倒木による停電予防のための樹木の事前伐採に関する調査

○ 樹木の事前伐採の取組の推進に向けて、運用上の課題を解決する方策を検討する。

- 令和元年に上陸した台風第15号の影響により、**倒木等による送配電線の断線等を原因とした停電が千葉県内を中心に広範囲で発生**し、住民生活に甚大な被害を与えた（東京電力PG(株)管内で倒木等による電柱被害1,477本、最大停電戸数約93万戸、復旧までに約15日）。
- 令和2年に電気事業法が改正され、一般送配電事業者は共同して、地方公共団体等との連携に関する事項を盛り込んだ「災害時連携計画」の作成・届出をしなければならないとされた。一般送配電事業者が作成した災害時連携計画では、**送配電線の断線等の原因となり得る樹木の事前伐採**について、**地方公共団体と協議を行い、協定締結を進める**旨が記載されている。
- 林野庁は、地方公共団体等による**送配電線といった重要インフラ施設への倒木被害の未然防止につながる森林整備を支援**している。
- 地方公共団体の中には、倒木による長時間の停電が発生し、①浄水場に仮設発電機を搬入できず、断水が継続したことや、②自家発電機の燃料を補給できず、防災行政無線の中継局が稼働停止したことなどをきっかけに、林野庁の国庫補助事業の活用や地方単独事業により、**事前伐採に取り組み始めた地方公共団体もみられる**。
- しかしながら、一般送配電事業者や一部の地方公共団体から聴取したところ、樹木の事前伐採の取組は広がっていない可能性があり、令和4年にも台風や雪の影響を受けた倒木による配電線の断線等を原因とした大規模な停電が発生している。

主要調査事項

- **一般送配電事業者と地方公共団体との間での樹木の事前伐採に係る役割分担や費用負担の実態**
- **樹木の事前伐採後における跡地の取扱いの実態**
など

主要調査対象

調査対象機関

経済産業省、農林水産省

関連調査等対象機関

都道府県、市町村、関係団体等

調査実施期間

令和6年6月～11月（予定）